

いわぬま地元応援割増商品券販売事業（令和8年度実施分）実施要領

1. 実施目的

物価高騰による家計と事業者への負担を軽減するとともに、市民の購買意欲を刺激し、市内の小規模事業者等を支援することで地域経済の活性化を図る。

2. 実施主体

岩沼市（以下「市」という。）

3. 事業名称

いわぬま地元応援割増商品券販売事業（令和8年度実施分）

4. 事務局の設置

「いわぬま地元応援割増商品券販売事業」事務局

受託事業者：株式会社日専連ライフサービス

所在地：仙台市青葉区花京院二丁目 1-62 花京院ビル 3 F

5. 商品券の概要

(1) 概要

項目	内容
発行総数	528,000枚
発行セット数	33,000セット
額面	1セット当たり8,000円
販売価格	1セット当たり5,000円
プレミアム率	60%
1セットの券種構成	全て紙の商品券とする。 〔地元応援券〕500円×8枚 〔全店共通券〕500円×8枚
購入限度	① 通常販売：1世帯当たり4セットまで ② 追加販売：通常販売後の残数により追加販売の有無、購入対象者、購入可能セット数等を決定する。
購入対象者	① 通常販売：岩沼市の住民基本台帳に登録されている世帯主 ② 追加販売：・岩沼市の住民基本台帳に登録されている市民 ・岩沼市内に勤務している個人
利用期間	令和8年5月15日（金）～9月30日（水）（予定）

通常販売分の販売状況に応じて、追加販売の購入限度や購入対象者等を変更する場合がある。

(2) 商品券の利用対象とならないもの

- ①切手、商品券、プリペイドカードその他換金性の高いもの
- ②土地、家屋購入、家賃・地代など不動産に係るもの
- ③たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ④保険診療の対象となる医療費や介護保険の対象となるサービス費
- ⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑦国税又は地方税、使用料その他公租公課
- ⑧その他、市が商品券の利用対象として認めないもの

(3) その他留意事項

- ①商品券は、取扱事業者において5(1)の利用期間内に限り利用可能とする。
- ②商品券購入後の払い戻しはしない。
- ③現金との引き換えはできない。
- ④つり銭は支払わない。500円未満の商品購入時も利用可能。
- ⑤複製されたものは無効とする。
- ⑥市は、商品券の盗難・紛失、滅失、偽造・模造等に対して、一切の責任を負わない。

6. 商品券の販売（通常販売及び追加販売）

(1) 通常販売について

①販売期間

令和8年5月15日（金）から 令和8年5月18日（月）まで

②販売場所

みやぎ生協岩沼店、フーズガーデン玉浦食彩館、フレスコキクチ岩沼西店、ホテル原田

③購入方法

市が商品券購入券付きチラシを作成し、広報いわぬま5月号（4月下旬発行）と一緒に配布する。購入希望者はチラシから「購入券」を切り取り、希望セット数を記入の上、②販売場所で商品券を購入する。

(2) 追加販売について

通常販売分に売れ残りがあった場合、追加販売を行う。なお、残部数をもって市が追加販売に対応できないと判断した際には、追加販売を実施しない場合がある。

①購入希望者からの申込受付期間

令和8年5月25日（月）から6月12日（金）まで（予定）

②申込方法

往復はがきに必要事項を記入の上、受託者が設置している事務局宛てに郵送してもらう。
往復はがきの購入費用は、申込者の負担とする。

③購入者の決定及び通知

申込数が、市が定める販売セット数を超えた場合は、購入者を抽選により決定する。ただし、抽選方法は市と協議の上で決定すること。

④販売期間

令和8年6月26日（金）から6月28日（日）まで（予定）

⑤販売場所

ホテル原田

7. 取扱事業者について

(1) 取扱事業者の登録要件

①次のいずれかに該当する事業者

(ア)岩沼市内に店舗や事務所等を有する事業者

(イ)岩沼市商工会又は岩沼市観光物産協会の会員事業者

※岩沼市内における売場店舗面積の合計が1,000㎡以上の店舗又は資本金が2,000万円以上である事業者は、大規模な店舗等として全店共通券のみ利用可能とする。

②①に該当する事業者であっても、次に該当する事業者は登録できない。

(ア)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を行う者

(イ)特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

(ウ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

(2) 登録方法等

①取扱事業者は事務局が募集することを基本とし、市と協議した上で郵送にて登録申込に関する資料を送付する。併せて岩沼市のホームページに募集案内を掲載する。

②商品券の取り扱いを希望する事業者は、「いわぬま地元応援割増商品券」取扱事業者登録申込書兼誓約書」に必要事項を記入の上、事務局へ提出し、登録の承認を受けること。

③登録された取扱事業者は、商品券販売時に配布する「取扱事業者一覧」に掲載するほか、岩沼市のホームページに随時掲載し、利用者への周知をはかる。

④「取扱事業者一覧」チラシ掲載申込期限：4月24日（金）

※申込期限以降も、商品券利用期間終了の1カ月程度前までは登録申込を随時受け付ける。
ただし、「取扱事業者一覧」チラシに掲載されない場合がある。

(3) 取扱事業者の遵守事項

- ①取扱店の証明となる店頭表示物（ポスター等）を掲示すること。また、店頭表示物は事業終了まで廃棄せず、丁寧に扱うこと。
- ②店舗内全従業員に、キャンペーン内容の周知と情報共有をはかること。
- ③原材料、機器類、仕入れ商品等の購入のほか、事業活動に伴って生じる支払いに、商品券を利用しないこと。
- ④商品券は偽造防止を行っていますが、不正使用が疑われる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに事務局もしくは市に連絡すること。
- ⑤商品券を受け取った際は、裏面の指定欄に店名を記入またはゴム印等で押印すること。
- ⑥換金申込は、必ず、指定された換金期間中に行うこと。期間を過ぎてからの換金申込は行わないこと。また、使用済みの商品券を換金せずに、他の取扱事業者で使用しないこと。
- ⑦商品券利用期間中は、商品券の取り扱いを継続し、事務局もしくは市から特段の要請がない限り、勝手に取り扱いを終了しないこと。
- ⑧商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないこと。
- ⑨商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。
- ⑩商品券の取り扱いに関して、事務局もしくは市から改善要請等があった場合、要請に従うこと。
- ⑪店舗名・所在地・業種等の公表（ホームページ、チラシ等に掲載）について同意すること。
- ⑫今後、市において各種連絡・情報提供などを行う場合、本事業で申し込んだ事業者基本情報を取り扱うことについて同意すること。

8. 商品券の換金

- (1) 取扱事業者は換金スケジュールにそって、別に定める「換金請求書」へ必要事項を記入の上、事務局へ郵送し換金請求を行うこと。
- (2) 額面額を換金すること。取扱事業者においては、商品券の換金時手数料を無料とする。
- (3) 取扱事業者からの請求に対し、下記換金スケジュールに従い事務局より換金の支払いをする。
- (4) 振込による支払とし、取扱事業者においては振込手数料を無料とする。

【換金スケジュール】

	申込締切日（必着）	振込日
1回目	5月29日（金）	6月10日（水）
2回目	6月10日（水）	6月22日（月）
3回目	6月19日（金）	6月30日（火）
4回目	6月30日（火）	7月10日（金）
5回目	7月10日（金）	7月21日（火）

6回目	7月17日(金)	7月31日(金)
7回目	7月31日(金)	8月10日(月)
8回目	8月10日(月)	8月20日(木)
9回目	8月20日(木)	8月31日(月)
10回目	8月31日(月)	9月10日(木)
11回目	9月10日(木)	9月24日(木)
12回目	9月18日(金)	9月30日(水)
13回目	9月30日(水)	10月13日(火)
14回目	10月9日(金)	10月20日(火)
15回目	10月20日(火)	10月30日(金)

※申込締切日までに事務局に到着した分を換金対象とする。

※換金は、毎月10日、20日、末日を換金申込締切日(必着)とし、10日締め申込は当月20日、20日締め申込は当月末日、末日締め申込は翌月10日に振込とする。

なお、換金申込締切日が土・日・祝日にあたる場合は、原則として前営業日を換金申込締切日とし、振込日が土・日・祝日(金融機関休業日)にあたる場合は、20日支払分・翌月10日支払分は翌営業日、末日支払分は前営業日を振込日とする。

※商品券の換金報告をご返送いただくにあたり、投函から事務局到着まで「3～4営業日程度」要しております。期日に余裕をもってご返送いただきますようお願い申し上げます。

1. 商品券が事務局に到着日が受付日となります。
2. 郵便局(ポスト投函も含む)に投函してから3～4営業日程度で事務局に到着します。

※集荷締め切り時間がありますのでご注意ください。

○夜遅くにポストに投函した場合は、集荷が翌日以降になる場合がございます。

○土曜日、日曜日および祝日の郵便配達は行っておりませんので、ご注意ください。

《商品券投函～事務局到着・事業者入金迄のイメージ》

7日投函



《集荷時刻にご注意ください。》

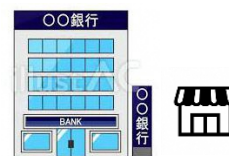
8日・9日→

10日到着



《いわぬま地元応援割増商品券事務局》

20日入金



《事業者指定口座に入金》

※申込締切日毎に入金になります。

9. 「みやぎポイント」の付与

商品券の購入者に対して、商品券1セットに対し、宮城県が実施している「みやぎポイント」を500pt付与します(1ptは1円として使える)。